

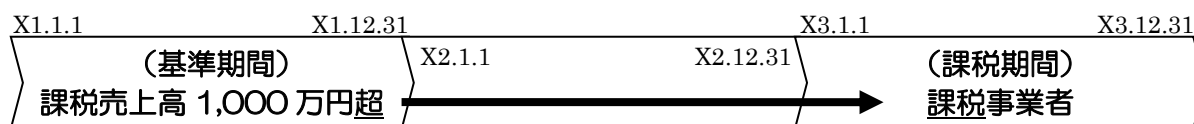
① 消費税課税事業者届出書

提出
時期

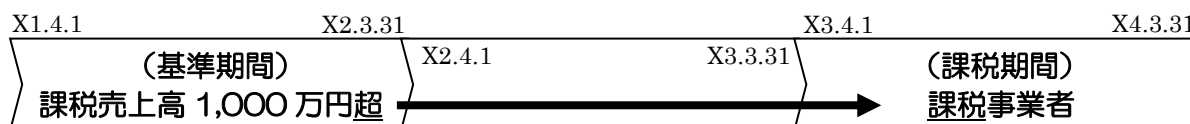
事由が生じた場合、速やかに

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となり、「**消費税課税事業者届出書(基準期間用)**」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。
なお、既にこの届出書を提出している事業者は、引き続き課税事業者である限り、再度提出する必要はありません。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人(3月末決算)の場合の基準期間と課税期間



- * **基準期間とは**、個人事業者についてはその年の前々年、法人については、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。
- * **課税期間とは**、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間であり、原則として、個人事業者は暦年(1月1日から12月31日まで)、法人は事業年度をいいます。
- * **課税売上高とは**、消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。)と輸出取引等の免税売上金額の合計額(売上返品等に係る金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)をいいます。基準期間が1年でない法人については、この期間における課税売上高を12月(1年分)に換算します。

(注) 基準期間が課税事業者でなかった場合、その基準期間における課税売上高には、消費税が含まれていないので、その基準期間における課税売上高の計算時には税抜き処理を行う必要はありません。

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、その課税期間の納税義務が免除されません。この場合、6ページ「[④消費税の新設法人に該当する旨の届出書](#)」の提出が必要です。

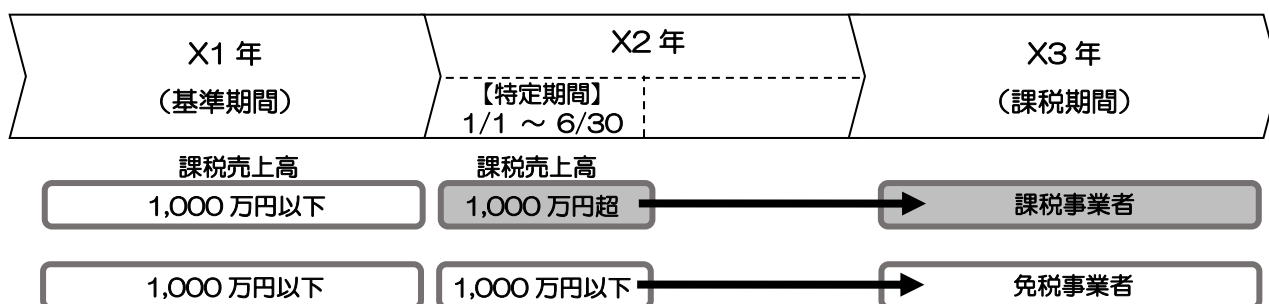
その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

特定期間における課税売上高(又は課税売上高に代えて給与等支払額の合計額)により判定を行った結果、課税事業者に該当することとなった場合には、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

- * **特定期間とは**、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。
- * **給与等支払額の合計額とは**、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額です(未払給与等は対象となりません。)

○ 個人事業者の場合の特定期間と課税期間 (課税売上高により判定する場合)



○ 法人(3月末決算)の場合の特定期間と課税期間 (課税売上高により判定する場合)

